

# 第3次かつらぎ町障害者基本計画

## 【概要版】

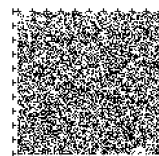
(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)

障害のある人もない人も相互に尊重し合い

共に助け合う福祉のまちづくり

令和4年3月

かつらぎ町



## 1 計画策定の趣旨

障害者の自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、平成18年に障害者自立支援法が施行され、障害種別によらず一元的に供給する制度が確立し、障害者の地域生活や就労などの自立に必要なサービスが受けられるようになりました。平成25年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（通称「障害者総合支援法」）が施行されたことで、障害福祉サービスの対象は、身体障害・知的障害・精神障害に加え、発達障害や高次脳機能障害、難病患者等に拡大されました。同年には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年には、障害者の雇用の促進等に関する法律（通称「障害者雇用促進法」）の改正により、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められました。

第3次かつらぎ町障害者基本計画は、かつらぎ町長期総合計画・かつらぎ町地域福祉計画を上位に置き、具体的に取り組む行動計画として策定します。また、かつらぎ町障害福祉計画やかつらぎ町障害児福祉計画、地域福祉計画と関連する他分野の計画とも連携しながら、障害福祉に関する個別的な計画として作成するものです。

## 2 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。なお、障害者総合支援法に基づく障害福祉施策の展開のため、具体的な数値目標を盛り込んだ実施計画（障害福祉計画）は3年ごと（令和3年度～令和5年度）の策定とします。

## 3 計画の基本理念と基本原則

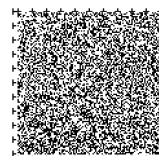
### （1）計画の基本理念

本計画は、障害のある人が地域で生き生きと暮らすことができるよう、その人格が尊重される地域社会の形成を目指したもので、本計画の基本理念は、「障害のある人もない人も相互に尊重し合い 共に助け合う福祉のまちづくり」とします。

### （2）計画の基本原則

本計画の基本理念の実現を目指し、本計画の基本原則を次のとおり定めます。

- 1 障害理解の促進（権利擁護と差別解消）
- 2 地域における生活支援体制の充実
- 3 子どもの発達支援
- 4 障害福祉サービスの充実
- 5 就労支援
- 6 社会参加と地域づくりの促進



## 1. 啓発・広報

家庭や地域、学校、職場等あらゆる場において、すべての世代の住民が、それぞれの個性を互いに尊重し合い、障害に対する正しい理解を深めることができるよう、地域住民、行政、障害者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じて、広報・啓発活動を推進します。また、障害のある人の基本的人権を守るため、権利擁護に努めるとともに、障害のある人への虐待防止を推進します。

### 主な施策

- (1)啓発・広報活動の推進
- (2)権利擁護の推進
- (3)福祉に関する学習・ボランティア活動等の推進

## 2. 生活支援

障害のある人の地域での暮らしを支援するため、障害のある人やその家族が抱える様々な相談に対応できる、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、個々の障害のある人に応じた支援を充実していく必要があります。そのため、障害のある人のニーズを把握し、真に必要となる障害福祉サービスやその他のサービスの充実を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

### 主な施策

- (1)地域支援体制の整備
- (2)多様化する障害者支援の充実
- (3)経済的自立の支援
- (4)地域生活への移行促進
- (5)スポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興

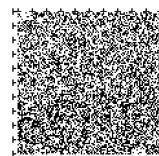
## 3. 生活環境

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、障害のある人を含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進していくことが重要です。

町の公共施設については、誰もが安全に、快適に利用できるよう改善検討を行うとともに、民間施設等については、障害のある人のニーズに合わせた改善の協力を求める必要があります。日常生活に必要な道路環境の整備や交通手段を確保することが重要です。

### 主な施策

- (1)住宅、建物等の環境整備
- (2)公共交通機関、歩行空間等の環境整備
- (3)防犯対策の推進



## 4. 教育・育成

国では、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、可能な限りすべての子どもが共に教育を受けることのできる仕組みの整備が進められています。そのためには、子どもたちが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができるよう、一人ひとりの障害の種別・程度、能力・適正等を考慮し、適切な教育を通じて、必要な支援を行うことが重要です。

さらに、小・中学校の卒業後も含めたその一生を通じて、社会参加し、生活の質を高め、自らの可能性を追求できる環境を整え、障害のある人が積極的に学習活動を行えるよう環境づくりを進めることが大切です。

### 主な施策

- (1)一貫した相談支援体制の充実
- (2)専門機関の機能の充実と多様化
- (3)指導力の向上
- (4)学習機会の提供と家庭への支援
- (5)交流及び共同学習の推進
- (6)施設のバリアフリー化の促進

## 5. 雇用・就労

障害のある人が生きがいと働きがいのある生活の実現を目指すため、就労移行支援事業を中心に、就労支援を充実させていく必要があります。また、企業に対して障害者雇用についての啓発を行います。

### 主な施策

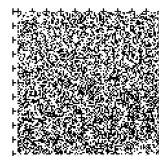
- (1)働く人の就労・生活の支援
- (2)雇用の促進と継続就労に向けた支援
- (3)企業や就労継続支援事業所等を支える仕組みづくり

## 6. 保健・医療

疾病予防のための健康診査等の保健サービスや、日頃の健康づくりの支援を実施してきました。障害のある人の高齢化が課題となっているため、今後も健康保持増進のための健康づくり施策を継続し、障害のある人が身近な地域で適切な医療や保健サービスを受けられるよう支援することは重要です。精神障害のある人については、入院医療中心の精神医療から地域で支える環境に移行していくことが必要です。そのため、地域で生活するための障害福祉サービスの充実が必要です。

### 主な施策

- (1)障害に起因する疾病等への対応
- (2)保健・医療サービスの充実
- (3)精神保健の地域包括ケアの推進



## 7. 情報・コミュニケーション

かつらぎ町では、町の広報誌やホームページ等、様々な方法を用いて福祉の情報やサービス等についての周知を図っています。また、町ホームページの構成に配慮するなどし、情報提供についても伝わりやすい方法を用いて、情報のアクセシビリティの向上に努めてきました。

今後は、障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、様々な情報を必要なときに必要な情報が届くよう情報提供の充実が必要です。また、障害のある人が円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、多様なコミュニケーション支援体制の充実を図る必要があります。

### 主な施策

- (1)情報バリアフリー化の推進
- (2)情報提供の充実
- (3)多様なコミュニケーション支援体制の充実

## 8. 防災

障害のある人が、地域で安全・安心な環境の中で生活できるよう個別避難計画を作成し、障害のある人と共に防災訓練の実施をして、災害時の避難に支援が必要な方を地域で守る体制づくりのさらなる整備を推進します。

### 主な施策

- (1)防災に対する啓発
- (2)防災対策の推進
- (3)緊急時の支援体制の充実
- (4)発災後の支援

## 9. 地域づくり

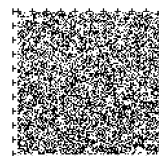
障害のある人が、地域の中で自立した生活を継続していくためには、行政、社会福祉協議会、事業者、民生委員、ボランティア、近隣住民など様々な支援者による支援が必要になります。

障害のある人の社会参加を促し、地域との交流等を通じて、社会的自立と心身共に豊かな日常生活を支援するため、社会参加や交流、活動の場の充実を図ります。

また、行政、事業者、地域の支援者や、障害のある人自身もそれぞれの役割を担う中で互いに支え合い、助け合いながら生活できる地域づくりを進めます。

### 主な施策

- (1)社会参加の促進
- (2)地域共生社会の実現への取り組み



### 第3次かつらぎ町障害者基本計画【概要版】

---

令和 4 年 3 月

発行 和歌山県伊都郡かつらぎ町

編集 かつらぎ町住民福祉課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

電 話： 0736-22-0300（代表）

F A X： 0736-22-6432

---

